国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年 11 月 12 日
厚生労働省
保険局高齢者医療課

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和８年９月５日（土）から同年 10 月４日（日）まで御意見を募集したところ、９件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	「当該医療保険者に必要な情報を提供」とあるが、先刻、個人情報保護法緩和が 与党の強行採決で通過したばかりだ。 このままでは、医療個人情報が 本人の許可無く 保険者等に公開される恐れがある。 提供情報が 予め本人の許可したものに限定される様、規制を設けるべきだ。	高額介護合算療養費の手続きにおいて、介護保険者から医療保険者に連携される情報は、被保険者の自己負担額に関する情報であり、本省令案によって医療保険者にその他の情報が提供されるものではありません。
２	「国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見	本省令案の施行に向けては、検討段階で自治体に事務連絡を送付しているところであり、引き続き円滑な実施に向けて適切な情報提供を行ってまいります。

	本改正案は、高額介護合算療養費等について申請の省略を可能にするものであり、被保険者の負担軽減という方向性自体には賛同する。 一点気になるのは、検討開始から施行までにかなりの時間を要している点である。令和４年の地方提案対応方針では「令和５年度中に結論を得る」とされていたが、施行は令和８年 10 月予定とされており、当初の想定よりも時間がかかっている。手続の簡素化を待っている被保険者も一定数いると思われるため、可能であれば今後はこうした検討・施行のスピードをもう少し上げていただきたい。 また、省略の適用が「市区町村の判断による」とされている点についても、運用が自治体ごとに異なる可能性があるため、将来的には対応の統一化や、判断基準の明確化についても検討していただけるとありがたい。 医療保険者と市町村の情報連携についても、「必要な情報を提供できるよう改正を行う」との記載にとどまっており、具体的な運用イメージが分かりにくい。支給漏れなどが生じないよう、実務上の連携方法についても丁寧な検討・周知をお願いしたい。	また、制度の運用については自治体等で適切に判断されるものと考えておりますが、いただいた御意見についても考慮し進めさせていただきます。

	以上、制度の方向性には理解を示しつつも、運用面でのさらなる工夫を期待するものである。 本案は、高額介護合算療養費等について初回の申請をもって以後の申請を省略できるようにし、被保険者及び市区町村の負担軽減を図るものと理解する。一方、従来の申請手続は単なる事務負担ではなく、本人の受給意思、振込先情報その他支給に必要な事項を定期的に確認する機会としての役割も有していると考えられる。 長期間にわたり申請を省略する場合、口座の変更、死亡、資格の異動その他支給に影響する事情が生じた際、どのように情報の正確性を確保するのか。また、誤支給が生じた場合の返還事務を含め、本当に行政及び被保険者双方の負担軽減につながるのか、十分な検証が必要ではないか。 申請省略を認める場合には、定期的な本人確認又は登録情報の確認、本人が申請省略を希望しない場合の取扱い等について、統一的な運用基準を明らかにすべきではないか。	
3	高額介護合算療養費等の支給申請省略に関する意見 今回の改正案について、被保険者や自治体双方の事務負担軽減という趣旨には一定の理解をするが、以下の点について懸念があり、慎重な制度設計を求める。	高額介護合算療養費支給申請手続の簡素化による被保険者との接触機会の減少や、資格得喪の把握が遅れる可能性等については、本省令案の検討段階で自治体に事務連絡で伝達しているところであり、市区町村に

	1.不正利用・不正受給のリスク増大 毎年の申請という接点がなくなることで、振込先口座の不正な書き換えや、本人の同意を得ない第三者による介入のハードルが下がる可能性がある。また、世帯構成や所得状況の変化を市区町村が把握する機会も減り、本来見直されるべき受給額が長期間放置されるリスクがある。 2. 本人確認機会の減少 申請手続きは事務負担であると同時に、被保険者の生存・在住状況や生活状況の変化を自治体が定期的に確認できる貴重な機会でもある。これが失われることで、施設入所・死亡・世帯分離などの変化への対応が遅れる懸念がある。 3. 本人確認・居住実態確認の強化 特に住民票の異動や在留資格の変更など、居住実態に変化が生じやすいケースについては、省略後も定期的な確認プロセスを維持すべきである。本人確認書類の真正性チェックを含め、なりすましや虚偽申請を防ぐための仕組みを、国籍等にかかわらずすべての受給者に対して一律に強化することを求める。 4.求める対応	おいてはご指摘のような懸念点があることも踏まえ実施について検討するよう求めております。

	省略を認める場合であっても、 一定期間ごと（数年に一度など）の状況確認を義務付ける 口座変更時だけでなく、一定の受給額・期間を超えた場合には自治体側から能動的に状況確認の連絡を行う 不審な受給パターンを検知する仕組みを併せて整備する といった不正防止策とセットで導入することを求める。 事務負担の軽減自体には賛同するが、チェック機能の低下と引き換えにならないよう、十分な代替措置を講じたうえで施行していただきたい。	
４	「国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案」における高額介護合算療養費等の支給申請の省略化について、被保険者の負担軽減および行政効率化の方向性自体には賛同する。 しかし、実務上の運用や法体系の整合性に関し、以下の点について懸念があり、全国一律の確実な担保とリスク管理を求める。	「令和４年の地方からの提案等に関する対応方針（令和４年 12 月 20 日閣議決定）」において、「市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和５年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とある通り、本省令案の施行については、各市町村の状況を踏まえ、それぞれの判断で実施することが適切と考えております。

	1. 市区町村の判断による制度適用の地域格差の是正について 本改正案では、申請の省略を市区町村の判断に委ねる形となっているが、これにより自治体のシステム改修状況や財政・務体制の格差によって、申請が不要な自治体と引き続き毎年申請が必要な自治体」が混在することになる。 住民が転居した際等の不利益や混乱を防ぐため、特定の自治体裁量に過度に依存させるのではなく、システム標準化のスケジュールに合わせた全国一律の早期実施に向けたロードマップや国からの強力な支援を明示すべきである。 2. 自動継続に伴う口座情報・資格変動等の管理リスクと誤支給防止策について 初回の申請をもって毎年の申請を不要とする特例を導入する場合、数年前に登録された口座の変更漏れ、世帯主の変更、あるいは国保から後期高齢者医療制度への移行など、資格・給付要件の変動を捕捉できなくなるリスクが高まる。 毎年行われていた申請というワンクッションの確認作業が失われる中で、誤支給や未支給、あるいは所在不明者への不適切給付を防ぐための具体的な事後チェック体制	高額介護合算療養費支給申請手続の簡素化による被保険者との接触機会の減少や、資格得喪の把握が遅れる可能性等については、本省令案の検討段階で自治体に事務連絡を送付しているところであり、市区町村においてはご指摘のような懸念点があることも踏まえ実施について検討するよう求めております。 また、本省令案の施行に向けては各種システム改修を進めているところであり、円滑な実施に向け引き続き必要な情報提供等を行ってまいります。

	や自動突合の仕組みをどのように担保するのか、省令・通知等で明確に規定すべきである。 3. 医療保険者と介護保険者間の情報連携におけるボトルネックの解消について 本改正および根拠条項に基づく政省令の改正により、医療保険者と市町村の介護保険部門間での情報提供・連携の重要性がより一層高まる。 しかし、現状の自治体内部における縦割り組織や、異なる情報システム間のデータ突合・連携には依然として事務的・技術的負荷が大きい。 申請省略に伴う情報連携の遅延が、結果として支給遅延や被保険者への不利益につながらないよう、標準化された確実なデータ連携フローの徹底を求める。	
５	国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見 本改正案は、高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費について、支給申請の省略に関する特例を設けるものである。省略の対象・要件及び、申請が省略された後に被保険者の側に変動が生じた場合の取扱いについて、公示された概要（「国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）」２.	１～４につきましては、制度の運用に関する御意見ですので、自治体等で適切に判断されるものと考えておりますが、いただいた御意見についても考慮し進めさせていただきます。 本省令案の対象となるのは、国民健康保険と後期高齢者医療制度の高額介護合算療養費です。 保険者等への通知については公布段階で予定しているほか、Q&A を示すことを検討しており、円滑な実施に向けて適切な情報提供を行ってまいります。

	改正の概要）からは読み取れない点があるため、以下のとおり意見を述べる。 意見１ 該当箇所：概要「２．改正の概要」の１つ目の〇（国保則・高確則に高額介護合算療養費の支給申請の省略に関する特例の規定を設けることとする部分） 意見：申請が省略された場合に、支給決定の結果を被保険者へ通知するのか、通知するとすればどのような方法によるのかを明らかにされたい。不支給となった場合の取扱いについても併せて示されたい。 理由：毎年の申請を要する現行の仕組みでは、被保険者は自ら申請することでその年の支給の可否を認識する機会を得ている。申請が省略されると、被保険者が自発的に手続を行う機会がなくなるため、支給の可否を保険者からの通知以外に知る手段がない。とりわけ不支給の場合、通知がなければ被保険者は「省略されたので手続は不要」と理解したまま、自己負担額の集計に誤りがあっても気づくことができず、不服の申立てその他の是正の機会を事実上失うことになる。	

	代替案：支給・不支給のいずれの場合も結果を書面により通知することとし、その旨を保険者向けの通知において示すこと。 意見 2 該当箇所：同上 意見：申請の省略に用いる振込先口座について、初回申請時に届け出た口座を継続して用いる趣旨か、また口座を変更する場合に被保険者が行うべき手続は何かを明らかにされたい。 理由：「令和４年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和４年 12 月 20 日閣議決定）では、「初回の申請をもって毎年の申請を不要とする」とされている。そのとおりであれば、支給は初回申請時に届け出られた口座に対して行われることになると解される。ただし、この要件自体、概要「２．改正の概要」には明記されていない。高額介護合算療養費は年に一度の給付であり、初回申請から次の支給までの間に金融機関の統廃合や口座の解約が生じうる。省略の対象となった被保険者が口座変更の届出を要することを知らないまま支給時期を迎えた場合、支給が滞る一方で、被保険者には申請という手	

	続の機会がないため、滞っていること自体に気づきにくい。 代替案：省略の要件を省令又は関係通知において明記した上で、口座変更の届出方法を被保険者へ周知することを、省略の運用を示す通知に併せて記載すること。 意見 3 該当箇所：同上 意見：被保険者が他の市町村へ転出した場合に、申請の省略の効力が転入先の保険者において引き継がれるのか、引き継がれない場合に被保険者が改めて申請を要することをどのように周知するのかを明らかにされたい。 理由：「令和４年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和４年 12 月 20 日閣議決定）では、申請の省略は「市区町村の判断により」行うものとされている。そのとおりであれば、転出元が省略を実施し、転入先が実施していない場合が生じうる。この場合、被保険者は転出前の取扱いが継続すると理解したまま申請を行わず、支給を受けられないおそれがある。転居は高齢期においても施設入所や親族との同居を機に生じるものであり、	

	本給付の対象者に起こりにくい事象とはいえない。ただし、この実施主体についても概要「２．改正の概要」には明記されていない。 代替案：省略の実施主体を省令又は関係通知において明記した上で、転入時の手続案内において、転入先が申請の省略を実施しているか否かを被保険者に示すこととし、その取扱いを保険者向けの通知に記載すること。 意見４ 該当箇所：概要「２．改正の概要」の１つ目の〇（国保則・高確則への特例の新設。あわせて２つ目の〇（介護保険法施行規則第 83 条の４の４第６項に関する情報提供の規定）にも関わる。） 意見：被保険者が死亡した場合に、申請が省略された状態で支給要件を満たす高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費がどのように取り扱われるのかを明らかにされたい。 理由：高額介護合算療養費は計算期間の終了後に支給されるため、計算期間の途中又は支給前に被保険者が死亡する場合がある。現行の仕組みでは相続人等が申請を行	

	うことで支給を受けることになるが、申請が省略されている場合、遺族は当該被保険者について申請が省略されていた事実を知らない場合が多いと考えられ、支給を受けうることに気づく手がかりがない。本改正の端緒となった提案（令和４年地方分権改革に関する提案募集、管理番号 19）では、提案団体（宮城県後期高齢者医療広域連合）の試算として、令和４年度の申請勧奨 19,825 件に対し、死亡者の相続人口座を登録する場合は 5,313 件、死亡者全員を申請勧奨の対象とする場合は 9,149 件とされており、その差は 3,836 件（約 2 割）に上る。死亡の取扱いが示されなければ、制度の隙間に落ちる給付が生じうる。 代替案：相続人口座の事前登録を可能とするなど、死亡の場合にも継続支給が行える取扱いを検討すること。あわせて、死亡の場合の申請者及び手続を保険者向けの通知において明示し、遺族への案内の取扱いを示すこと。 意見 5 該当箇所：概要「２．改正の概要」（１つ目の〇を中心に、改正内容全体に関わる）	

	意見：本改正の対象は国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に限られるのか、健康保険法（被用者保険。協会けんぽ、組合健保等）の被保険者も対象に含まれるのかを明らかにされたい。 理由：高額介護合算療養費は、国民健康保険及び後期高齢者医療だけでなく、健康保険（被用者保険）にもある給付である。しかし概要「２．改正の概要」が名指しする規則は国民健康保険法施行規則・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則・介護保険法施行規則の三つにとどまり、健康保険法施行規則は含まれていない。「その他所要の改正を行う」との記載はあるが、被用者保険の被保険者が今回の省略の対象に含まれるか否かは、対象者の範囲に直結する事項であり、概要から読み取ることができない。 代替案：健康保険法施行規則における対応の有無を、意見募集の結果の公示等において明らかにすること。対応する場合は、その改正の内容及び時期を示すこと。 意見 6 該当箇所：概要「４．施行期日等」（施行期日を公布の日とする部分）	

	意見：意見１から意見５までに掲げた事項を含む運用上の取扱いについて、保険者向けの通知をいつ発出する予定であるかを明らかにされたい。 理由：本省令案は公布の日から施行するものとされている。申請の省略が閣議決定のとおり市区町村の判断により行うものとなる場合、施行日に全国一律の運用が求められるものではないと解されるが、他方で、省略を実施する市区町村においては被保険者への周知が施行後速やかに必要となる。運用上の取扱いを示す通知の発出時期が示されなければ、市区町村は周知の準備に着手する時期を判断できず、結果として被保険者が自らの市町村における取扱いを知る時期が遅れることになる。 代替案：省令の公布に併せて運用上の取扱いを示す通知を発出することとし、その予定を本意見募集の結果の公示において示すこと。	
６	国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見 高額介護合算療養費等の支給申請を簡素化する本改正案に賛成します。	制度の運用については自治体等で適切に判断されるものと考えておりますが、いただいた御意見についても考慮し進めさせていただきます。 制度の実施に向けては各種システム改修を進めているところであり、円滑な実施に向け引き続き必要な情報提供等を行ってまいります。

	医療と介護を継続して利用する方や、その家族にとって、毎年の申請は負担となります。初回申請後の手続を省略できるようにすることは、申請忘れによる受給漏れを防ぎ、行政の事務負担も軽減する、意義のある改善だと考えます。 その効果を十分に発揮するため、以下の取組を求めます。 １．初めて支給対象となる方への案内と申請支援 行政が保有する情報から支給対象となる可能性のある方を把握し、個別に分かりやすく案内してください。案内後も未申請の場合には再通知を行い、書類の記入が困難な方には申請支援を提供するなど、初回申請の段階で取りこぼしが生じない仕組みを整えてください。 ２．世帯構成や加入保険の変更時における受給漏れの防止 変更に伴い再申請が必要となる場合は、行政側から対象者へ確実に案内してください。関係する医療保険者と介護保険者の情報連携を進め、本人や家族に繰り返し同じ書類の提出を求める負担も、可能な限り減らしてください。	また、本改正の効果検証については、施行の状況を注視し検討してまいります。

	３．全国で簡素化を利用できる体制の整備 居住する自治体によって申請負担や受給のしやすさに差が生じないよう、国がシステム改修や運用に必要な支援を行い、導入状況を公表してください。 ４．取組の効果の検証 申請省略の利用状況に加え、個別案内後も申請に至らなかった方の状況などを確認し、受給漏れの防止につながっているか検証してください。 本改正を着実に実施するとともに、制度を知らない方や手続が難しい方にも必要な給付が届くよう、申請支援と情報連携を一体的に進めることを求めます。	
7	国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について、次のとおり意見を提出します。 1. 問題箇所 改正の概要(国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について(概要)の 2)のうち、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則に、高額介護合算療養費の支給申請の省略に関する特例を新たに設けるとする部分。あわせて、介護保険法施行規則	制度の運用については自治体等で適切に判断されるものと考えておりますが、いただいた御意見についても考慮し進めさせていただきます。 本省令案の施行については、「令和４年の地方からの提案等に関する対応方針（令和４年 12 月 20 日閣議決定）」において、「市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和５年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とある通り、各市町村の状況を踏ま

	について、申請が省略された場合にも医療保険者へ必要な情報を提供できるよう改正するとする部分。 1. 意見 支給申請の省略を可能とすること自体には賛成する。ただし、省令上、次の事項を明確に規定したうえで施行されたい。 (1) 省略は、被保険者の同意を得た場合に限り認めること。同意の取得方法、同意の有効期間及び撤回方法を省令又は省令に基づく基準で定めること。 (2) 世帯構成、加入する医療保険者又は介護保険者、計算期間、振込口座、死亡その他支給要件又は支給先に影響する事情に変更があったときは、保険者は省略を中断し、改めて申請又は確認を求めること。 (3) 保険者は、省略の対象者に対し、計算期間ごとに支給の有無及び支給額を通知すること。対象から外れた場合もその理由を通知すること。 (4) 市町村の判断による実施にとどめず、同意がある者については、保険者の規模を問わず同一の取扱いとすること。 1. 理由	え、それぞれの判断で実施することが適切と考えております。

	本改正は、令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)を受け、市区町村及び被保険者の負担軽減のため、初回申請をもって毎年の申請を不要とするものである。高額療養費及び高額介護(予防)サービス費では一部の申請省略が既に可能とされており、高額介護合算療養費等にも同様の仕組みを広げる方向は理解できる。 しかし、概要は特例を設けること及び情報提供を可能とすることしか示しておらず、省略の要件、本人の意思確認、事情変更時の取扱い、通知義務が明らかでない。高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の自己負担を計算期間ごとに合算し、限度額を超えた額を支給する制度である。世帯構成、保険者、所得区分、口座が変われば支給の有無も支給先も変わる。同意や変更確認を省令で義務付けなければ、本来受け取れる者が申請を怠ったと扱われて受給できず、又は変更後も従前の内容で支給が続くおそれがある。 また、実施を市区町村の判断に委ねたままでは、同じ要件の被保険者でも居住地によって毎年申請が必要かどうかが分かれる。負担軽減を目的とする改正である以上、同意を前提に全国で同じ取扱いとし、計算期間ごとの通	

	知で被保険者が内容を確認できるようにする必要がある。	
８	【意見文案】 案件名： 国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について 今回の手続き簡素化およびデジタル連携の導入に関し、以下の通り意見を提出いたします。 1. 申請手続きの分かりやすさと配慮について 2回目以降の申請が簡素化される点は評価しますが、最初の１回目の申請や同意の手続き自体が、高齢者にとって分かりづらいものにならないよう配慮を求めます。具体的には、簡素な郵送手続きの導入や、図表を用いた分かりやすい説明リーフレットの作成・配布を徹底してください。また、スマートフォンやパソコンを使いこなせない世代が窓口で取り残されないよう、丁寧な対面サポートも確実に継続してください。 2. 情報セキュリティと窓口の運用体制について	制度の運用については自治体等で適切に判断されるものと考えておりますが、いただいた御意見についても考慮し進めさせていただきます。 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険では、国内に住所を有することを被保険者の要件としており、住民基本台帳への登録がなされる在留期間が３月を超える外国人は原則として被保険者となり、保険料を納めながら、等しく保険給付を受けていただく制度としています。 これは、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、国籍の如何を問わず等しく保障を及ぼすべきという、我が国の社会保障制度の基本的な考え方に則ったものです。

	医療や介護のデータ連携、および振込先口座情報の登録・変更手続きについては、安全かつスムーズにできる体制を整えてください。 特に、個人の重要な医療・介護情報や口座情報を取り扱う窓口業務やシステム運用においては、情報漏洩や不適切な処理のリスクを徹底的に排除する必要があります。業務の適当な処理や責任感の欠如を防ぐためにも、窓口やデータ処理の従事者には厳格な守秘義務と高い責任感が求められます。重要な個人情報を守る観点から、業務を安易に外部委託したり外国籍のスタッフに担当させたりせず、責任の所在が明確な日本人の職員が責任を持って直接業務を行う運用体制を要望します。 3. 支給対象者の範囲について 本制度（高額介護合算療養費等）をはじめとする各種手当や社会保障の給付金については、日本国民の税金や社会保険料によって賄われているものであるため、その支給対象は日本国籍を持つ困窮者や世帯に限定すべきであると考えます。在日外国人への一律な手当の支給や給付については見直しを行い、日本人の生活防衛を最優先とした制度設計にしてください。 以上	

９	【立場】 個人です。各省庁の意見募集をAIで毎日巡回する仕組みを自分で作り、この案件を見つけました。 【意見】 毎年の支給申請を省略できるようにする改正に賛成します。 そのうえで、省略するかどうかは市区町村の判断とされているため、どの市区町村が省略を採用したかを、決まった形の一覧で公表してください。 住民や家族がAIに「自分の住む市区町村では毎年の申請が要るか」を調べさせても、正しく答えられるようにするためです。 省略を採用しない市区町村では、2年目以降の申請を電子申請で出せるようにしてください。	制度の運用については自治体等で適切に判断されるものであり、実施の有無についても各自治体等でご確認いただくことを考えておりますが、いただいた御意見についても考慮し進めさせていただきます。

※上記のほか、９件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。